

『ゆう！ケア』整理シリーズ

介護保険

サービスの単位数

（平成21年4月 報酬改定対応）

（ 一 部 分 ）

※この文書はサービスの単位数の一部分のみを掲載したものです

2009年9月17日
株式会社フォーエヴァー

I 居宅サービス（要介護1～5）

1	訪問介護	(11)
2	訪問入浴介護	(12)
3	訪問看護	(13)
4	訪問リハビリテーション	(14)
5	居宅療養管理指導	(31)
6	通所介護	(15)
7	通所リハビリテーション	(16)
8	短期入所生活介護	(21)
9	短期入所療養介護	
9-1	介護老人保健施設(老健)	(22)
9-2	療養病床を有する病院	(23)
9-3	療養病床を有する診療所	(23)
9-4	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	(23)
9-5	基準適合診療所	
10	特定施設入居者生活介護	(33)
11	福祉用具貸与	(17)

II 介護予防サービス（要支援1,2）

1	介護予防訪問介護	(61)
2	介護予防訪問入浴介護	(62)
3	介護予防訪問看護	(63)
4	介護予防訪問リハビリテーション	(64)
5	介護予防居宅療養管理指導	(34)
6	介護予防通所介護	(65)
7	介護予防通所リハビリテーション	(66)
8	介護予防短期入所生活介護	(24)
9	介護予防短期入所療養介護	
9-1	介護老人保健施設(老健)	(25)
9-2	療養病床を有する病院	(26)
9-3	療養病床を有する診療所	(26)
9-4	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	(26)
9-5	基準適合診療所	
10	介護予防特定施設入居者生活介護	(35)
11	介護予防福祉用具貸与	(67)

III 居宅介護支援（要介護1～5） (43)IV 介護予防支援（要支援1,2） (46)V 地域密着型サービス（要介護1～5）

1	夜間対応型訪問介護	(71)
2	認知症対応型通所介護	(72)
3	小規模多機能型居宅介護	(73)
4	認知症対応型共同生活介護	(32, 38)
5	地域密着型特定施設入居者生活介護	(36)
6	地域密着型介護福祉施設(特養)	(54)

VI 地域密着型介護予防サービス（要支援1,2）

1	介護予防認知症対応型通所介護	(74)
2	介護予防小規模多機能型居宅介護	(75)
3	介護予防認知症対応型共同生活介護	(37, 39)

VII 施設介護サービス（要介護1～5）

1	介護老人福祉施設(特養)	(51)
2	介護老人保健施設(老健)	(52)
3	介護療養型医療施設(病院・療養型)	
3-1	療養病床を有する病院	(53)
3-2	療養病床を有する診療所	(53)
3-3	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院	(53)

I 居宅サービス(要介護1～5)

1 訪問介護(11)

(1) 所定単位数

■身体介護中心 ①		
30分未満	254単位	
30分～1時間未満	402単位	
1時間～1時間30分未満	584単位	
1時間30分～	+83単位 (30分ごとに)	
■身体+生活援助 ②		
生活援助が		
30分未満	+83単位	身体介護中心に加算する
30分～1時間未満	+166単位	
1時間～	+249単位	
■生活援助中心 ③		
30分～1時間未満	229単位	
1時間～	291単位	
■通院等乗降介助 ④		
1回	100単位	

(2) 加算減算

<input type="checkbox"/> 3級ヘルパー減算	70%	(平成22年3月31日まで。他に条件あり)
<input type="checkbox"/> 2人で行う場合	+100%	(①②③)
<input type="checkbox"/> 夜朝加算	+25%	(夜間18:00～22:00, 早朝6:00～8:00)
<input type="checkbox"/> 深夜加算	+50%	(深夜22:00～翌6:00)
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅰ	+20%	
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅱ	+10%	
<input type="checkbox"/> 特定事業所加算Ⅲ	+10%	
<input type="checkbox"/> 特別地域加算	+15%	(*)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等における小規模事業所加算	+10%	(*)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	(*)
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問介護加算	+100単位/回	(①②)
<input type="checkbox"/> 初回加算	+200単位/月	(複数事業所で算定できる)

(*) 支給限度額管理対象外

(3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護 をうけている場合

(4) 社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

2 訪問入浴介護(12)

(1) ■所定単位数 1250単位

(2) 加算減算

<input type="checkbox"/> 介護職員が3人減算	95%
<input type="checkbox"/> 清拭または部分浴減算	70%
<input type="checkbox"/> 特別地域加算	+15% (*)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等における小規模事業所加算	+10% (*)
<input type="checkbox"/> 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5% (*)
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算	+24単位/回

(*) 支給限度額管理対象外

(3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護 をうけている場合

3 訪問看護(13)

(1) 所定単位数

■ 訪問看護ステーション ①

20分未満	285単位	(夜間・早朝・深夜のみ)
30分未満	425単位	
30分～1時間未満	830単位	
1時間～1時間30分未満	1198単位	

■ 訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ②

30分未満	425単位
30分～1時間未満	830単位

■ 病院または診療所 ③

20分未満	230単位	(夜間・早朝・深夜のみ)
30分未満	343単位	
30分～1時間未満	550単位	
1時間～1時間30分未満	845単位	

(2) 加算減算

<input type="checkbox"/> 准看護師減算	90%	
<input type="checkbox"/> 夜朝加算	+25%	(夜間18:00～22:00, 早朝6:00～8:00)
<input type="checkbox"/> 深夜加算	+50%	(深夜22:00～翌6:00)

 2人以上で行う場合(30分未満)

+254単位/回

 2人以上で行う場合(30分以上)

+402単位/回

 1時間30分以上行う場合 +300単位/回 (①③) 特別地域加算 +15% (*) 中山間地域等における小規模事業所加算

+10% (*)

 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

+5% (*)

 緊急時訪問看護加算 +540単位/月 (①②) 緊急時訪問看護加算 +290単位/月 (③)

※特別管理加算を算定する状態の者への2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できません

 特別管理加算 +250単位/月 ターミナルケア加算 +2000単位/月 (*) サービス提供体制強化加算 +6単位/回

(*) 支給限度額管理対象外

(3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護 をうけている場合

4 訪問リハビリテーション(14)

(1) 所定単位数

■ 病院・診療所 305単位/回

■ 介護老人保健施設 305単位/回

(2) 加算減算

 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

+5% (*)

 ~~リハビリテーションマネジメント加算 +20単位/日~~ 短期集中リハビリテーション実施加算 +340単位/日 (退院or新たな認定から1月以内) 短期集中リハビリテーション実施加算 +200単位/日 (退院or新たな認定から1～3月以内) サービス提供体制強化加算 +6単位/回

(*) 支給限度額管理対象外

(3) 算定不可

短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護, 認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護 をうけている場合

5 居宅療養管理指導(31)

(1) 医師または歯科医師

- 医師または歯科医師 500 単位（2回／月）①
290 単位（2回／月）②

① 在宅時医学総合管理料または**特定施設入居時等医学総合管理料**を算定しない場合

② 在宅時医学総合管理料または**特定施設入居時等医学総合管理料**を算定する場合

□ 居宅介護支援事業者へ情報提供しない減算

- 100 単位／回（①）

(2) 薬剤師

- 病院または診療所の薬剤師 550 単位（在宅の利用者。2回／月）
385 単位（居住系施設入居者等。2回／月）
- 薬局の薬剤師 500 単位（在宅の利用者。4回／月）*
350 単位（居住系施設入居者等。4回／月）*

* 末期の悪性腫瘍の者、**中心静脈栄養を受けている者**の場合は2回／週、かつ8回／月

□ 疼痛緩和の薬学的指導加算 + 100 単位／回

(3) ■ 管理栄養士

530 単位（在宅の利用者。2回／月）
450 単位（居住系施設入居者等。2回／月）

(4) ■ 歯科衛生士等

350 単位（在宅の利用者。4回／月）
300 単位（居住系施設入居者等。4回／月）

(5) ■ 看護職員（保健師、看護師）

400 単位（サービス開始月より2月以内で1回限り）

□ 准看護師減算 90%

□ 算定不可

利用者が定期的に通院している場合、定期的に訪問診療を受けている場合、訪問看護・訪問リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 をうけている場合

(6) 居住系施設入居者とは

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 を受けている者

6 通所介護(15)

(1) 所定単位数

■ 小規模型通所介護（利用延人数が300人以内）①

[2～3時間]

3～4時間の場合の70%

[3～4時間]

要介護1 437 単位
要介護2 504 単位
要介護3 570 単位
要介護4 636 単位
要介護5 702 単位

[4～6時間]

要介護1 588 単位
要介護2 683 単位
要介護3 778 単位
要介護4 872 単位
要介護5 967 単位

[6～8時間]

要介護1 790 単位
要介護2 922 単位
要介護3 1055 単位
要介護4 1187 単位
要介護5 1320 単位

[8～9時間]

6～8時間の場合に + 50 単位

[9～10時間]

6～8時間の場合に + 100 単位

■ 通常規模型通所介護（利用延人数が750人以内）②

[2～3時間]

3～4時間の場合の70%

[3～4時間]

要介護1 381 単位
要介護2 437 単位

[4～6時間]

要介護1 508 単位
要介護2 588 単位

要介護3 493単位
 要介護4 549単位
 要介護5 605単位

[6～8時間]

要介護1 677単位
 要介護2 789単位
 要介護3 901単位
 要介護4 1013単位
 要介護5 1125単位

[8～9時間]

6～8時間の場合に +50単位

■大規模型通所介護Ⅰ (利用延人数が900人以内) ③

[2～3時間]

3～4時間の場合の70%

[3～4時間]

要介護1 375単位
 要介護2 430単位
 要介護3 485単位
 要介護4 540単位
 要介護5 595単位

[6～8時間]

要介護1 665単位
 要介護2 776単位
 要介護3 886単位
 要介護4 996単位
 要介護5 1106単位

[8～9時間]

6～8時間の場合に +50単位

■大規模型通所介護Ⅱ (利用延人数が900人以上) ④

[2～3時間]

3～4時間の場合の70%

[3～4時間]

要介護1 365単位
 要介護2 418単位
 要介護3 472単位
 要介護4 525単位
 要介護5 579単位

[6～8時間]

要介護1 648単位
 要介護2 755単位
 要介護3 862単位
 要介護4 969単位
 要介護5 1077単位

[8～9時間]

6～8時間の場合に +50単位

■療養通所介護 ⑤

3～6時間 1000単位

6～8時間 1500単位

(2)加算減算

定員超過 70%看護・介護職員の人員欠如 70%大規模(900人超)減算 ~~90%~~ (←通常規模型の)中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

+5% (*)

入浴介助加算 +50単位/日 (①②③④)個別機能訓練加算Ⅰ +27単位/日 どちらかを算定(①②③④)個別機能訓練加算Ⅱ +42単位/日

要介護3 668単位
 要介護4 748単位
 要介護5 828単位

[9～10時間]

6～8時間の場合に+100単位

[4～6時間]

要介護1 499単位
 要介護2 578単位
 要介護3 657単位
 要介護4 735単位
 要介護5 814単位

[9～10時間]

6～8時間の場合に+100単位

[4～6時間]

要介護1 486単位
 要介護2 563単位
 要介護3 639単位
 要介護4 716単位
 要介護5 792単位

[9～10時間]

6～8時間の場合に+100単位

~~目若年性認知症ケア加算 +60単位/日~~

□若年性認知症利用者受入加算 +60単位/日 (①②③④)

□栄養改善加算 +150単位/回 (2回/月。3月毎に確認。①②③④)

□口腔機能向上加算 +150単位/回 (2回/月。3月毎に確認。①②③④)

□サービス提供体制強化加算Ⅰ +12単位/回 どちらかを算定(①②③④)

□サービス提供体制強化加算Ⅱ +6単位/回

□サービス提供体制強化加算Ⅲ +6単位/回 (⑤)

(*)支給限度額管理対象外

(3)算定不可

短期入所生活介護,短期入所療養介護,特定施設入居者生活介護,小規模多機能型居宅介護,
認知症対応型共同生活介護,地域密着型特定施設入居者生活介護 をうけている場合

(4)社会福祉法人の利用者負担軽減…あり

7 通所リハビリテーション(16)

(1)所定単位数

■通常規模型 (利用延人数が750人以内)

[1～2時間] ①

要介護1	270単位
要介護2	300単位
要介護3	330単位
要介護4	360単位
要介護5	390単位

[2～3時間]

3～4時間の場合の70%

[3～4時間]

要介護1	386単位
要介護2	463単位
要介護3	540単位
要介護4	617単位
要介護5	694単位

[4～6時間]

要介護1	515単位
要介護2	625単位
要介護3	735単位
要介護4	845単位
要介護5	955単位

[6～8時間]

要介護1	688単位
要介護2	842単位
要介護3	995単位
要介護4	1149単位
要介護5	1303単位

[9～10時間]

[8～9時間]

6～8時間の場合に +50単位

6～8時間の場合に+100単位

■大規模型Ⅰ (利用延人数が900人以内)

[1～2時間] ②

要介護1	265単位
要介護2	295単位
要介護3	324単位
要介護4	354単位
要介護5	383単位

[2～3時間]

3～4時間の場合の70%

[3～4時間]

要介護1	379単位
要介護2	455単位
要介護3	531単位
要介護4	606単位
要介護5	682単位

[4～6時間]

要介護1	506単位
要介護2	614単位
要介護3	722単位
要介護4	830単位
要介護5	939単位

[6～8時間]

要介護1	676単位
要介護2	827単位
要介護3	978単位